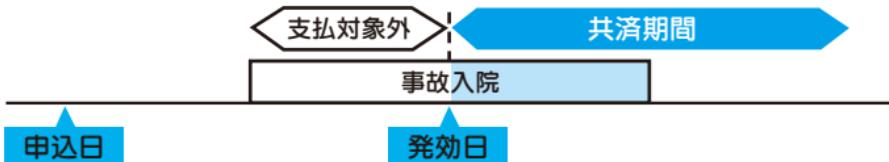


【疾病入院共済金の支払事例】



病気入院：申込日の翌日以後、発効日の前日までに開始する病気の治療を目的とする入院が発効日以後も継続している場合、発効日以後の入院期間について、疾病入院共済金の支払対象になります。

※上記(1)および(2)については、「保障内容について」(P.22～)、「共済金をお支払いしない場合について」(P.33)、「共済金を削減してお支払いする場合について」(P.35)、「共済金等の請求手続きについて」(P.52)、「契約の解除」(P.44)等、該当する各規定を適用します。

共済金をお支払いしない場合について

1. 共済金をお支払いしない場合（免責事由）

次の内容による共済事由については、共済金をお支払いしません（免責事由）。

共済金をお支払いしない場合

1. 契約者、被共済者の故意によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 契約者または被共済者の重大な過失によるとき
4. 被共済者の法令に定める運転資格を持たない運転中、または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき
5. 被共済者の薬物依存^{(*)1} または薬物依存^{(*)1} により生じた病気・傷害によるとき
6. 頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状^{(*)2} のないものによるとき

* 1 医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。

* 2 「他覚症状」とは、患者自身の自覚（疼痛等）に関わらず、レ

ントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態でcope共済連が認めたものとします。

※共済金をお支払いしない場合に該当した入院は、1回の入院とみなす退院後180日以内の再入院等についても、支払対象になりません（「入院に関する共済金の支払限度日数について」（P.23）参照）。

2. 免責事由以外で共済金をお支払いしない主な事例

「共済金をお支払いしない場合（免責事由）（P.33）」以外に次のような場合は、共済金をお支払いしません。

① 入院共済金、手術共済金の「お支払いする場合」（P.22～）に該当しない場合

ア. 申込日以前（申込日当日を含みます）に発生した不慮の事故によるケガの治療のための入院、手術をした場合（申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます）

イ. 病気やケガの治療を直接の目的としない手術（レーシック、インプラント、美容整形、診断・検査・予防のための手術等）を受けた場合

ウ. 手術支払割合表[別表3]（P.73）に該当しない手術（創傷処理、抜歯等）を受けた場合

エ. 医師が退院しても差し支えないと認定した後の入院の場合

オ. 平常の生活または業務に支障がない程度に治癒した後の入院や、医師が入院しなくてもよいと認定した後の入院の場合

カ. 介護保険による入所をした場合

② 告知義務違反により契約が解除となった場合

※申込時に、契約者または被共済者が告知事項に事実と異なる回答をしていたときは、契約が告知義務違反により解除となる場合があります（「契約の解除」（P.44）参照）。

③ 重大事由により契約が解除となった場合

※例えば、共済金請求時に詐欺行為を行った場合や契約者、被共済者または受取人が反社会的勢力に該当する場合等は、契約が重大事由による解除となります（「契約の解除」（P.44）参照）。

④ cope共済連が求めた共済金請求に必要な書類が未提出の場合

※必要な書類を提出いただき、事実確認ができるまでは共済金を